

第 36 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 5 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305A 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 40 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田 栄	出○席 欠席
	②			⑫	門倉 浩一	出○席 欠席
	③			⑬		
	④			⑭	小川 勢津雄	出○席 欠席
	⑤			⑮		
	⑥	野中 實	出○席 欠席	⑯	茂木 忠	出席 欠○席
	⑦			⑰		
	⑧			⑱		
	⑨			⑲	山口 裕久	出○席 欠席
⑩			⑳	松崎 誠	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	五十幡 雅弘
					次長	広田 敦史
					主任	赤城 太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、新井健一委員、太田浩委員のご両名にお願いいたします。それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、5件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、南河原〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、南河原〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する南河原字諏訪宮〇〇〇〇番、地目：田、200㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。南河原中学校の北に位置する南河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、野〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、野〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する野字中島〇〇〇番、地目：田、1,100㎡ 外1筆、計2,015㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。県道行田蓮田線の北に位置する野地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、前谷〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する前谷字長割〇〇〇番、地目：田、950㎡ 外1筆、計1,950㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。ものづくり大学の北に位置する前谷地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号4でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、鴻巣市広田〇〇〇番地〇〇〇棟〇〇〇号〇〇〇〇さんが所有する白川戸字高畑〇〇〇番〇、地目：田、556㎡ 外2筆、計927㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p>
--	---	---

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。 国道 1 2 5 号線の北に位置する白川戸地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号 5 でございますが、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、下須戸〇〇〇〇番地 (亡) 〇〇 〇〇相続財産 相続財産管理人 弁護士 〇〇 〇〇さんが管理する下須戸字長田〇〇〇番〇、地目：田、6 9 2 m² 外 5 筆、計 6, 4 4 5 m²について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。 国道 1 2 5 号線の南北に位置する下須戸地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 1 ページをお願いします。議案第 2 号は、1 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、白川戸〇〇〇番地 〇〇 〇さんが、自己所有の白川戸字堤根〇〇〇番〇、地目：畑、7 9 m²について、住宅兼自動車修理工場敷地にしたいとして申請があったものでございます。なお、こちらの案件は、次の議案第 3 号、進行番号 1 との関連で許可を取得するものでございます。</p> <p>申請人は、現在、申請地で生活し、自動車修理工場を営んでおりますが、車両置場の拡張を計画し、既存の敷地を調査したところ、建物の一部が農地上にあることが判明いたしました。申請地は、昭和 4 5 年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲へ</p>
---	--	--

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>伊東委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>の影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。小さい方の斜線部分で星川の南に位置する白川戸地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は885.76㎡になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る5月19日、現地調査をしていただいておりますので、伊東委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る5月19日、私と寺田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び伊東普丈委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いします。議案第3号は、7件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、白川戸〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、斎条〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する白川戸字堤根〇〇〇番、地目：畑、330㎡について、売買により車両置場にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、自動車整備工場を営んでおりますが、敷地が狭く、車両の置場に苦慮しておりました。また、現在出入口として利用している北側道路は、建築基準法上、接道が取れない道路であり、今後の建築行為が出来ないという問題もありました。そんな折、本件申請地を譲っていただける事になったため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮さ</p>
---	--	---

れます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。大きい方の斜線部分で星川の南に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。

次に進行番号2でございますが、東松山市大字古凍〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、父親である埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字下埼玉通〇〇〇〇番〇、地目：畑、420㎡について、使用貸借により住宅1棟、90.46㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、妻方の実家で同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから住宅の建築を計画したところ、実家の隣接地である本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、熊谷市久下〇丁目〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、城西〇丁目〇番〇〇号 〇 〇〇さんが所有する持田字大宮前〇〇〇番〇、地目：田、313㎡について、売買により住宅1棟、106.82㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、熊谷市の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。カインズホーム行田店の北に位置する持田地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字諏訪通〇〇〇〇番〇、地目：畑、8.91㎡について、売買により住宅の敷地拡張をしたいとして申請があったものです。なお、拡張目的は水道管及び排水管を埋設する用地とのことでございます。

申請人は申請地の隣接地に転居いたしましたが、現在は水道及び排水を流す場所がないことから、埋設管用地として土地を譲っていただけないか所有者に相談したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、滋賀県野洲市三上〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、富士見町〇丁目〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さんが所有する若小玉字中村〇〇〇〇番〇、地目：宅地、97.55㎡ 外1筆、計203.55㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。なお、〇〇〇〇番〇は地目が宅地となっておりますが、現況が農地であることから転用許可が必要となるものでございます。

申請人は、隣接地で繊維製品の加工・販売業を営んでおりますが、従業員用の駐車場が不足していることから新規に駐車場の整備を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。

申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、藤原町〇丁目〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、加須市中ノ目〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する下須戸字寺前〇〇〇〇番、地目：畑、607㎡について、売買により資材置場及び駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、市内で解体業を営んでおりますが、現在借りている駐車場を返却することになったため、新たに候補地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。

申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の南に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は680㎡になる予定でございます。

次に進行番号7でございますが、大阪府中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、深谷市武川〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する緑町〇〇〇番〇、地目：田、981㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計168枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万5,481kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申

<p>『議案第 4 号』 農用地利用集積計画 について</p>	<p>寺田委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局次長</p>	<p>請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 1 2 ページをご覧ください。市環境課の北に位置する緑町地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第 3 号の説明を終わりますが、去る 5 月 1 9 日、現地調査をしていただいておりますので、寺田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る 5 月 1 9 日、私と伊東委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第 3 号についての説明及び寺田浩市委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第 3 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 3 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 4 号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。</p> <p>なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。伊東普丈委員、石井幸壽委員、藤間光治委員、福田栄委員、山口裕久委員には、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(関係委員一時退席)</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 2 ページをお願いいたします。</p> <p>本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>今回の利用権設定は 6 月 1 5 日を開始日とするもので、委員の皆様にご利用集積活動の一環として取りまとめをお願いしたものでございます。</p> <p>個々の案件につきましては、別紙の「議案第 4 号 農用地利用集積計画について」のとおりでございますが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、最後のページ、3 9 ページの「農用地利用集積計画集計表」</p>
---	---	--

		<p>によりご説明させていただきます。</p> <p>まず、申し出のあった総件数は、ページの一番右下、328件、面積の合計は、109万3,713㎡となっております。</p> <p>次に、設定期間ごとにご説明いたします。</p> <p>はじめに、1. 期間設定が1年から4年の設定につきましては、賃貸借が、新規18件、田畑合計面積7万6,846㎡、再設定23件、田畑合計面積10万2,884㎡、計41件、面積は17万9,730㎡でございます。使用貸借が、新規9件、田畑合計面積1万6,073㎡、再設定5件、田畑合計面積8,970㎡、計14件、面積は、2万5,043㎡でございます。</p> <p>次に、2. 期間設定が5年から8年までの設定につきましては、賃貸借が、新規43件、田畑合計面積16万150㎡、再設定48件、田畑合計面積15万3,437㎡、計91件、面積は31万3,587㎡でございます。使用貸借が、新規23件、田畑合計面積2万4,842㎡、再設定9件、田畑合計面積2万2,501㎡、計32件、面積は、4万7,343㎡でございます。</p> <p>最後に、3. 期間設定が9年以上の設定につきましては、賃貸借が、新規77件、田畑合計面積28万5,407㎡、再設定39件、田畑合計面積17万3,716㎡、計116件、45万9,123㎡でございます。使用貸借が、新規26件、田畑合計面積5万202㎡、再設定8件、田畑合計面積1万8,685㎡、計34件、面積は、6万8,887㎡でございます。</p> <p>全体内容としては、新規196件、田畑合計面積61万3,520㎡、再設定132件、田畑合計面積48万193㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。退席した委員の入室を求めます。</p> <p>(関係委員入室)</p> <p>退席した委員に申し上げます。議案第4号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、『議案第5号』農地利用最適化推進委員の決定について、を議題といたします。</p>
	議長	
	議長	
	議長	
	議長	

報告事項	議長	<p>なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。瀧田孝市委員、野中實委員、福田栄委員、門倉浩一委員、小川勢津雄委員、山口裕久委員、松崎誠委員には一時退席をお願いいたします。</p> <p>(関係委員一時退席)</p>
	事務局次長	<p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>過日、推進委員選考委員会を開催し、候補者を選考しておりますので、選考委員会を代表して藤間会長代理にご報告をお願いいたします。</p>
	藤間会長代理	<p>農地利用最適化推進委員選考委員会を代表して、選考結果についてご報告いたします。</p> <p>去る4月27日に選考委員会を開催いたしました。厳正なる審査の結果、農地利用最適化推進委員候補者は、配布いたしました一覧表に示す20人でございます。委員の皆様におかれましては、慎重審議の上、同意されますようよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>藤間会長代理からご報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第5号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第5号は承認することといたします。退席した委員の入室を求めます。</p> <p>(関係委員入室)</p>
	議長	<p>退席した委員に申し上げます。議案第5号は原案のとおり承認されました。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主査	<p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>(1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、3件の届出があり、転用目的は、住宅などでございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、4件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。</p>

6 その他	議長	<p>合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
7 閉会	事務局長 主査	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第25期農業委員候補者について ・ 全国農業新聞の継続購読について ・ 緑の募金運動の協力依頼について <p>以上をもちまして、第36回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:40)</p>